



全基連

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
National Federation of Labour Standards Associations



受託事業

個人事業者等の安全衛生確保支援事業

個人事業者等向け 説明資料

CONTENTS

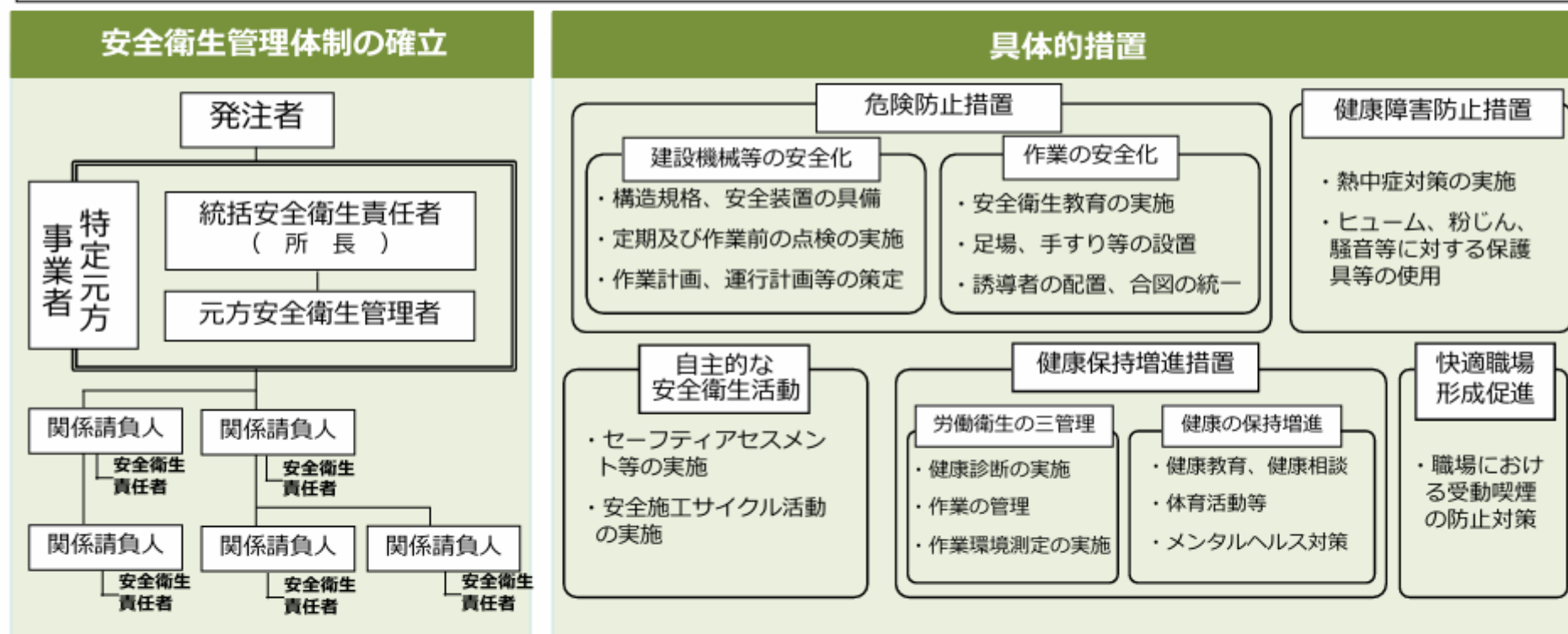
1	労働安全衛生法の概要 一個人事業者等の定義	1
2	労災保険の特別加入制度	13
3	注文者に求める安全衛生経費の積算方法	25
4	個人事業者等が守るべき事項	32
5	個人事業者等が使用する機械等に係る措置	37
6	個人事業者等が受けるべき教育	44
7	注文者、元方事業者等が講じる措置への対応	51

1 労働安全衛生法の概要

事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない。

このため、事業者は、

①安全衛生管理体制を確立し、②労働災害を防止するための具体的措置を実施する義務を負う。



安全衛生管理体制の例
(一般的な工事現場の場合)

労働基準監督官等による監督・指導
(都道府県労働局、労働基準監督署)

個人事業者等の定義

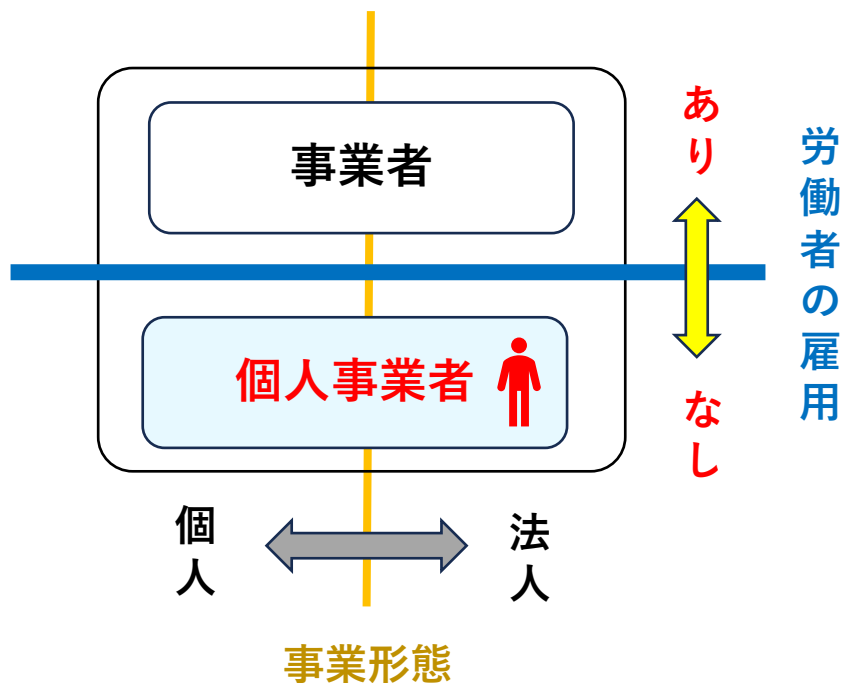
■「個人事業者」が労働安全衛生法（「安衛法」）に登場。

【建設アスベスト訴訟最高裁判決】
安衛法22条は、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨



個人事業者が
・安衛法による保護の対象に
・安衛法上講ずべき措置の義務の主体になりました。

個人事業者の定義



◆ 安衛法の「個人事業者」とは（安衛法第31条の3）
「事業を行う者で、労働者を使用しないもの」

◆ 安衛法の「事業者」とは（安衛法第2条第3号）
「事業を行う者で、労働者を使用するもの」

→労働者を使用する場合は、安衛法では、「個人事業者」ではなく、「事業者」となります。
（安衛法上「事業者」と「個人事業者」は区別されます。）

◇ **どちらも法人であるか否かは問いません。**

◇ 「個人事業者等」という場合は、個人事業者のほか、中小事業の事業主や役員が含まれます。

◆ 個人事業者の例

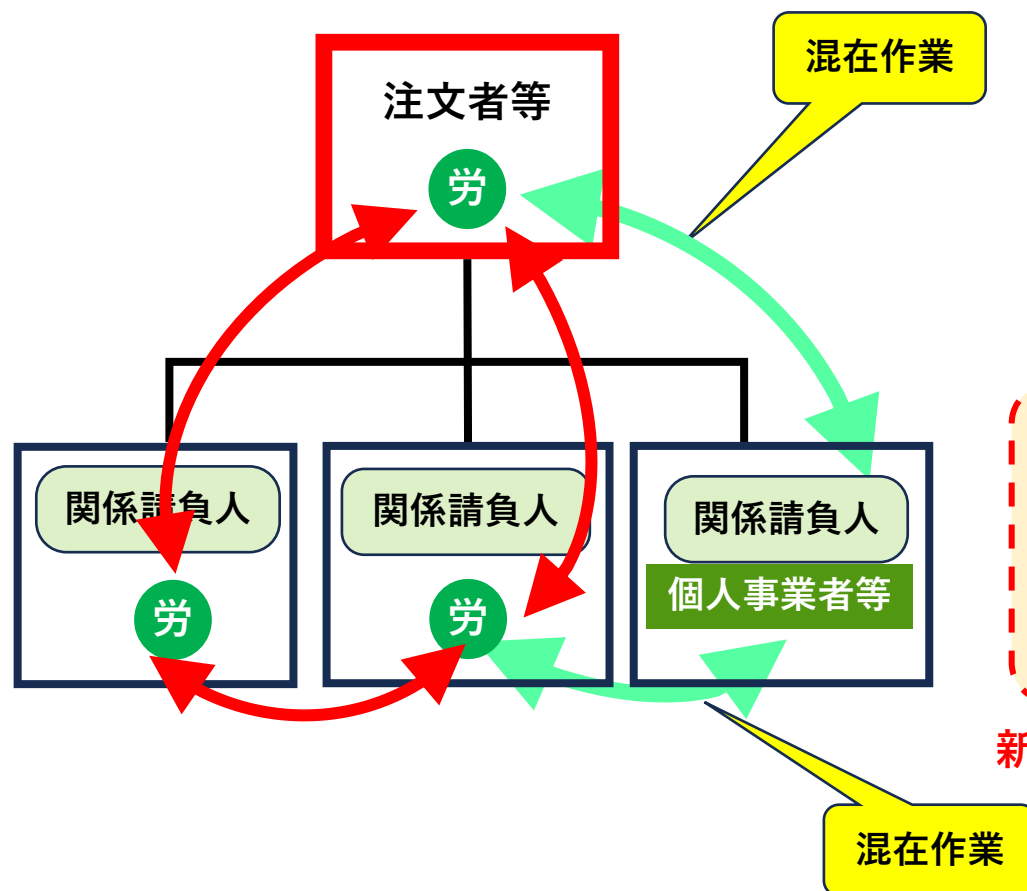
- ◇ 建設業、林業等の一人親方
- ◇ 個人請負の貨物自動車の運転者、個人タクシーの運転者、フードデリバリー従事者
- ◇ 俳優等の芸能従事者、イラストレーター、プログラマー、デザイナー
- ◇ 家内労働者

■「個人事業者」が安衛法上の保護の対象となる例（イメージ）

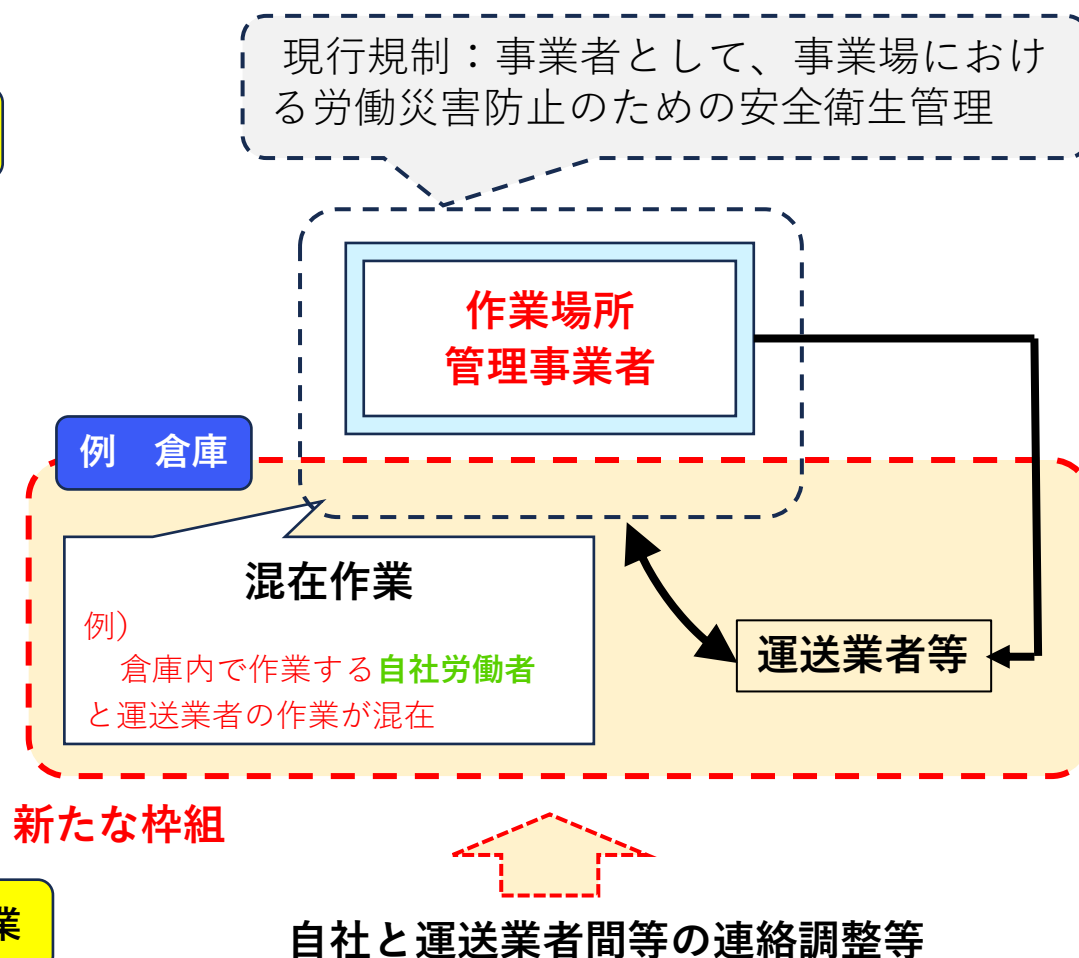
→ポイントは「**混在作業**（労働者と同一の場所において仕事の作業を行うこと）」

① 注文者等が講ずべき措置（安衛法第30条等）

（個人事業者の作業との連絡調整等）



② 混在作業場所の管理者が講ずべき措置（安衛法第30条の4 R9.4.1～）



■ 個人事業者に関する安衛法の定め (保護の対象である規定と、義務の主体となる規定)

◆ まず、「**個人事業者**」の努力義務（安衛法第4条）

従来は労働者のみでしたが、「労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するもの」（**個人事業者**が含まれる。）が加わりました。

→ **個人事業者**は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力する**努力義務**

安衛法第4条：労働者及び**労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するもの**は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。（令和8年4月1日施行）

◆ 「**個人事業者**」

従来の事業者に加えて、新たに安衛法に**個人事業者**が定義されました。

→ **個人事業者**が、安衛法上の措置の**義務の主体**とされる規定
例えば 安衛法第45条第2項：機械等の定期自主検査の実施義務

安衛法第45条第2項：**個人事業者**は、当該個人事業者に係る作業従事役員等が労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、前項の機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。（令和9年4月1日施行）

◆ 「作業従事者」

注文者等が講ずべき措置の対象に、従来の労働者のほか、「作業従事者」が加えられました。

「作業従事者」とは、作業の内容如何にかかわらず、事業を行う者が行う仕事の作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する全ての者をいい、

労働者のみならず、契約形式等にかかわらず、実際に当該現場において仕事の作業を行っている個人事業者、さらには、個人事業者が法人である場合の代表者や役員、個人事業者の家族従業者も、作業従事者に該当します。

⇒ 個人事業者は、作業従事者に該当します

→ 個人事業者が、「作業従事者」として、安衛法上の保護の対象とされる規定

例えば 安衛法第15条第1項：特定元方事業者が統括安全衛生責任者に行わせる統括管理の対象

第29条～30条の3：特定元方事業者・元方事業者が講ずる措置の対象

第30条の4：作業場所管理事業者が講ずる連絡調整措置の対象

第31条、第31条の3：注文者が講ずる措置の対象

第97条：作業従事者による労働基準監督署等への申告

安衛法第15条第1項：

事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものを行う者（以下「特定元方事業者」という。）は、当該一の場所において、その労働者である**作業従事者**（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。）（当該労働者である作業従事者のほか、**労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。**）及びその請負人に係る**作業従事者**が作業を行うときは、これらの作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第30条第1項各号の事項を統括管理させなければならない。（一部省略）（令和8年4月1日施行）

安衛法30条第1項：

特定元方事業者は、その労働者である**作業従事者**（当該労働者である作業従事者のほか、**労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。**）及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一 協議組織の設置及び運営を行うこと。

二 作業間の連絡及び調整を行うこと。（以下略）（令和8年4月1日施行）

安衛法第30条の4：

仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの（以下「作業場所管理事業者」という。）は、その管理する一の場所においてその労働者である**作業従事者**（当該労働者である作業従事者のほか、**労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。**）及びその請負人に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。（一部省略）（令和9年4月1日施行）

安衛法第31条第1項：

特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料を、当該仕事を行う場所においてその請負人に係る**作業従事者**（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。（一部省略）（令和8年4月1日施行）

安衛法第97条第1項：

作業従事者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

同 第3項：

注文者、機械等貸与者その他第一項の**作業従事者**に係る事業を行う者の契約の相手方は、同項の申告をしたことを理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。（令和8年4月1日施行）

→ **個人事業者**が、「**作業従事者**」として、安衛法上の措置の**義務の主体**とされる規定

例えば 安衛法第26条：事業者が講ずる措置に応じて必要な事項を守る義務

第32条第7項：特定元方事業者・元方事業者が講ずる措置に応じて必要な事項を守る義務

安衛法第26条：労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の**作業従事者**は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。（令和8年4月1日施行）

安衛法第32条第7項：第30条第1項若しくは第4項、第32条の2第1項若しくは第4項、第30条の3第1項若しくは第4項、第30条の4第1項、第31条第1項又は第31条の2の場合において、**作業従事者**は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。（令和8年4月1日施行）

◆ 「作業従事役員等」

「作業従事役員等」とは、
「事業者（厚生労働省令で定める数＊以下の労働者を使用する者に限る。）又は**個人事業者**
（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者」
をいいます。

⇒ 個人事業者は、作業従事役員等に該当します

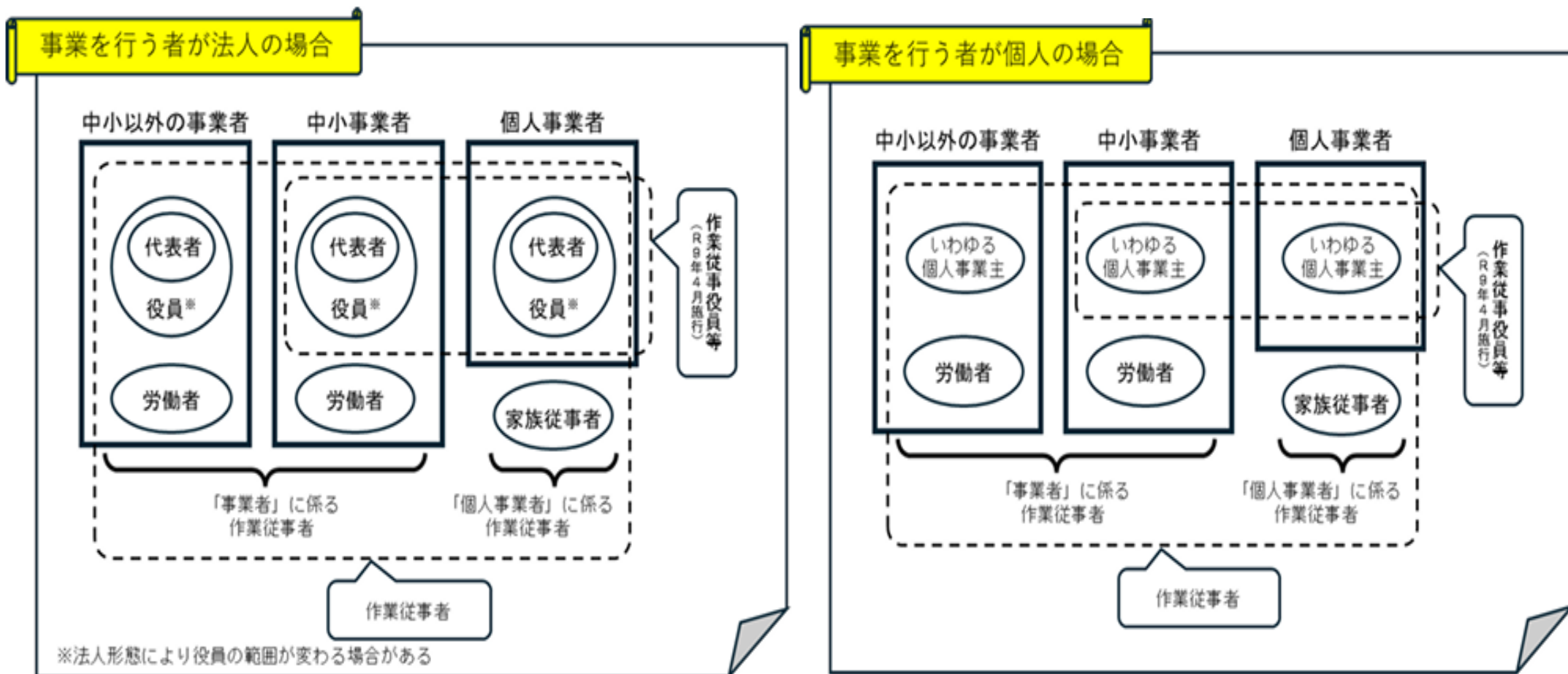
（＊）金融業・保険業・不動産業・小売業 50人、卸売業・サービス業100人、これら以外の業種300人

→ **個人事業者**が、「作業従事役員等」として、安衛法上の措置の**義務の主体**とされる規定
例えば 安衛法第42条第3項：構造規格又は安全装置を具備していない機械等の使用禁止
第59条第4項：特別教育の受講義務

安衛法第42条：事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は**個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者**（以下「**作業従事役員等**」という。）は、自ら第1項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。（令和9年4月1日施行）

安衛法第59条：**作業従事役員等**は、労働者と同一の場所において前項の業務（危険又は有害な業務）に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。（令和9年4月1日施行）

(参考) 個人事業者、作業従事者、作業従事役員等、家族従事者の範囲
(令和8年5月26日付け基発0526第1号から引用)



◆ 「事業を行う者」

従来「他の事業者」と規定されていた部分について、「**事業を行う者**」と改正されました。

⇒ 個人事業者は、事業を行う者に該当します

→ 個人事業者が、「**事業を行う者**」として、安衛法上の**保護の対象**とされる規定

例えば 安衛法第33条第1項：機械等貸与者の講ずべき措置の対象

第34条第1項：建築物貸与者の講ずべき措置の対象

安衛法第33条第1項：機械等で、政令で定めるものを**事業を行う者**に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（略）は、当該機械等の貸与を受けた**事業を行う者**の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。（令和8年4月1日施行）

安衛法第33条第1項：建築物で、政令で定めるものを事業を行う者に貸与する者（略）は、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者若しくは個人事業者に貸与するとき、又は二以上の個人事業者のみに貸与するときは、この限りでない。（令和8年4月1日施行）

◆ 「**個人事業者等死傷病報告**」 制度

個人事業者等の業務上災害が発生した場合に、災害発生状況などについて、労働基準監督署等に報告する制度が創設されました。

（安衛法第100条第1項、労働安全衛生規則第98条の2～第98条の6）（令和9年1月1日施行）

（概要）厚生労働省HPから引用

1 報告対象・報告時期

休業4日以上の死傷災害（脳心・精神事案は別途措置。）について、労働基準監督署に遅滞なく報告

2 報告主体

- ・個人事業者等が死亡した場合等は、「特定注文者」等（※）が労働基準監督署に報告

※「特定注文者」とは、「個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの」をいう。

「特定注文者」が存在しない場合には、「災害発生場所管理事業者」（災害発生場所（事業場等）を管理する事業者）が労働基準監督署に報告。

- ・個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合は、「個人事業者等」が「特定注文者」等に報告し、報告を受けた「特定注文者」等が監督署に報告
 - ・個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合は、上記にかかわらず所属企業が監督署に報告
- ※ 個人事業者等本人や個人事業者等が加入している業種・職種別団体から監督署への情報提供も可能

3 報告事項

- ・発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報（氏名、年齢、性別、業種等）、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

4 その他

- ・個人事業者等が「特定注文者」等に報告したことを理由とする特定注文者等による不利益取扱いの禁止
- ・脳・心臓疾患及び精神障害に関しては、災害報告とは別に、個人事業者等自身が労働基準監督署に報告できる（報告事項には、上記3に加え、「発症と関連のある情報」も含む。）

2 労災保険の特別加入制度



- ・ 仕事中に脚立から落ちて大怪我
- ・ 労働者なら労災保険で補償されますが、個人事業者は？

◆ こんな時のために、労災保険特別加入制度があります

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方には**特別に任意加入**を認めています。

これが、**特別加入制度**です。



万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、
労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。

◆ 特別加入できる方の範囲

特別加入できる方の範囲は、大きく分けて4つの類型があります。

- ① 一人親方等
- ② 中小事業主等
- ③ 特定作業従事者
- ④ 海外派遣者

以下は、①の一人親方等を中心に特別加入制度の概要を取りまとめたものです。
詳しくは、厚生労働省HP「労災保険への特別加入」を確認してください。

◆一人親方等の特別加入

○ 特別加入できる一人親方等とは

労働者を使用しないで、次の①～⑫の事業を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者及びその事業に従事する人（以下「一人親方等」といいます）が特別加入できます。

注：労働者を使用する場合であっても、労働者を使用する日の合計が1年間に100日に満たないときには、一人親方等として特別加入することができます。
（ただし、この場合は、安衛法の個人事業者ではありません。）

- ① 自動車を使用して行う旅客もしくは貨物の運送の事業（個人タクシー業者や個人貨物運送業者など）又は原動機付自転車もしくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業（バイク便やフードデリバリーサービスなど）
- ② 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは解体又はその準備の事業（大工、左官、とび職人など）
- ③ 漁船による水産動植物の採捕の事業（⑦に該当する事業を除きます。）
- ④ 林業の事業
- ⑤ 医薬品の配置販売の事業
- ⑥ 再生利用の目的となる廃棄物などの収集、運搬、選別、解体などの事業
- ⑦ 船員法第1条に規定する船員が行う事業

* 次頁に続く

* 前頁から続く

- ⑧ 柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師が行う事業
- ⑨ 高年齢者の雇用の安定等に関する法律に規定する創業支援等措置に基づき、高年齢者が行う事業
- ⑩ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業
- ⑪ 歯科技工士法第2条に規定する歯科技工士が行う事業
- ⑫ 特定フリーランス事業

注：特定フリーランス事業

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する特定受託事業者が同条第5項に規定する業務委託事業者から同条第3項に規定する業務委託を受けて行う事業（特定受託事業）又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であって労働者災害補償保険法施行規則第46条の17第1号から第11号までに掲げる事業及び労働者災害補償保険法施行規則第46条の18各号に掲げる作業を除いたもの。

（想定される職種：営業、講師・インストラクター、デザイン・コンテンツ制作、調査・研究・コンサルティング、翻訳・通訳、データ・文書入力 など）

○ 特別加入の手続き

(1) 仕組み

一人親方等の特別加入については、一人親方等の団体（特別加入団体）を事業主、一人親方等を労働者とみなして労災保険の適用を行います。

このため、一人親方等は、都道府県労働局長（以下「労働局長」といいます。）の承認を受けた特別加入団体に加入申込をして、特別加入団体が特別加入の手続きを行うことになっています。

(2) 提出先（特別加入団体が行う）

特別加入団体が特別加入に関する変更届を、所轄の労働基準監督署長を経由して労働局長に提出します。（新たに一人親方等として特別加入を希望する人がいる場合、特別加入団体は、「特別加入者の異動」として届出をするということです。）

(3) 加入時健康診断

次表に記載されている業務に、それぞれ定められた期間従事したことがある場合には、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。

特別加入予定者の 業務の種類	特別加入前に左記の 業務に従事した期間 (通算期間)	必要な健康診断
粉じん作業を行う業務	3年以上	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年以上	振動障害健康診断
鉛業務	6か月以上	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6か月以上	有機溶剤中毒健康診断

○ 給付基礎日額・保険料

給付基礎日額

給付基礎日額とは、休業補償給付等の給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて、労働局長が決定します。

給付基礎日額は、3,500円から25,000円までの16区分から、加入する者が申請を行います。

給付基礎日額が低い場合は保険料が安くなりますが、その分、休業補償給付などの給付額も少なくなりますので、十分ご留意の上、適正な額を申請してください。（毎年度変更することができます。）

保 険 料

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365日）に、それぞれの事業に定められた保険料率を乗じたものになります。

（給付基礎日額、保険料の例）

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 (A × 365日)	年 間 保 険 料			
		一人親方等 建設の事業 保険料率17/1000	一人親方等 個人タクシー事業 同11/1000	(中小事業主等) 既存建築物設備工事業 同12/1000	(特定作業従事者) ITフリーランス 同3/1000
20,000円	7,300,000円	124,100円	80,300円	87,600円	21,900円
10,000円	3,650,000円	62,050円	40,150円	43,800円	10,950円
5,000円	1,825,000円	31,025円	20,075円	21,900円	5,475円

○ 補償の対象となる範囲

業務または通勤により被災した場合のうち、一定の要件を満たすときに労災保険から給付が行われます。

(1) 業務災害

保険給付の対象となる災害は、加入者ごとに一定の業務を行っていた場合に限りされています。

例えば、建設業の一人親方等の場合は、次に該当する場合に保険給付を受けることができます。

ア 請負契約に直接必要な行為を行う場合

イ 請負工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

ウ 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合

エ 請負工事に関する機械や製品を運搬する作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

オ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合

(2) 複数業務要因災害

事業主が同一でない二以上の事業における業務を要因とする傷病等が発生した場合であって、要件を満たしていれば、労働者と同様に保険給付が行われます。

(3) 通勤災害

一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

○ 補償（保険給付）の種類・内容

特別加入者が業務または通勤により被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。（労働基準監督署長の認定が必要です。）

以下の表は、業務災害の場合の主な補償の種類と内容です。

療養補償給付	業務による傷病について、病院等で無料で治療が受けられます。
休業補償給付	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額と特別支給金として給付基礎日額の20%相当額の、計80%相当額が支給されます。
障害補償給付	傷病が治った後に障害が残った場合、障害の等級に応じて、一時金または年金が支給されます。（さらに特別支給金として一時金が支給されます）
傷病補償年金	傷病が療養開始後1年6か月を経過した日または同日後において、傷病が治っておらず、傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合、年金が支給されます。（さらに特別支給金として一時金が支給されます）
遺族補償給付	業務により死亡した場合、一時金及び年金が支給されます。年金額は遺族の人数に応じて異なります。（さらに特別支給金として一時金が支給されます）
葬祭料	死亡した方の葬祭を行う場合に、31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額又は給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。
介護補償給付	障害補償年金または傷病補償年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合、介護の費用として支出した額（上限額があります）が支給されます。

◆中小事業主等の特別加入

○ 特別加入できる中小事業主等とは

以下の表に掲げる中小事業主（法人の場合はその代表者）と、労働者以外で事業主の事業に従事する方（事業主の家族従業者や法人の場合の役員）が、特別加入できます。

表 中小事業主等と認められる企業規模（労働者数は企業全体の数）

業 種	労 働 者 数
・ 金融業 ・ 保険業 ・ 不動産業 ・ 小売業	50人以下
・ 卸売業 ・ サービス業	100人以下
・ 上記以外の業種	300人以下

○ 特別加入の手続き

（１）加入の一般的要件

- ①雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

の２つの要件を満たし、所轄の労働局長の承認を受けることが必要です。

（２）提出先

労働保険事務組合を通じて、特別加入申請書を、所轄の労働基準監督署長を経由して労働局長に提出します。

○ 補償の対象となる範囲

業務または通勤により被災した場合のうち、一定の要件を満たすときに労災保険から給付が行われます。

(1) 業務災害

就業中の災害であって、次の①～⑦のいずれかに該当する場合に保険給付が行われます。

- ① 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入申請した事業のためにする行為およびこれに直接附帯する行為を行う場合（事業主の立場で行われる業務を除く）
- ② 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合
- ③ ①または②に前後して行われる業務（準備・後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合
- ④ ①、②、③の就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内で行動中の場合
- ⑤ 事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合
- ⑥ 通勤途上で次の場合
 - ア 労働者の通勤用に事業主が提供する交通機関の利用中
 - イ 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上
- ⑦ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

（２）複数業務要因災害

事業主が同一でない二以上の事業における業務を要因とする傷病等が発生した場合であって、要件を満たしていれば、労働者と同様に保険給付が行われます。

（３）通勤災害

一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

（以上のほか、加入時健康診断、給付基礎日額・保険料（ただし、保険料率は一般の労災保険でそれぞれの事業に定められた率）、補償の種類・内容については、一人親方等とほぼ同様となります。）

◆特定作業従事者の特別加入

○ 特別加入できる特別作業従事者とは

次のいずれかに該当する方です（注：それぞれ一定の要件があります）

- ①特定農作業従事者
- ②指定農業機械作業従事者
- ③国又は地方公共団体が実施する訓練従事者（職場適応訓練従事者、事業主団体等委託訓練従事者）
- ④家内労働者及びその補助者
- ⑤労働組合等の常勤役員
- ⑥介護作業従事者及び家事支援従事者
- ⑦芸能関係作業従事者
- ⑧アニメーション制作作業従事者
- ⑨情報処理システムに係る作業従事者

○ 特別加入の手続き

（１）仕組み

特定作業従事者の特別加入については、特定作業従事者の団体（特別加入団体）を事業主、特定作業従事者を労働者とみなして労災保険の適用を行います。

このため、特定作業従事者は、労働局長の承認を受けた特別加入団体に加入申込をして、特別加入団体が特別加入の手続きを行うことになっています。

（２）提出先（特別加入団体が行う）

特別加入団体が特別加入に関する変更届を、所轄の労働基準監督署長を経由して労働局長に提出します。

○ 補償の対象となる範囲

業務または通勤により被災した場合のうち、一定の要件を満たすときに労災保険から給付が行われます。

（１）業務災害

保険給付の対象となる災害は、加入者ごとに、一定の業務を行っていた場合に限られています。

例えば、ITフリーランスの場合は、次に該当する場合に保険給付を受けることができます。

- ア 契約に基づき報酬が支払われる作業のうち、情報処理システムの設計、開発、管理、監査、セキュリティ管理もしくは情報処理システムに係る業務の一体的な企画またはソフトウェアもしくはウェブページの設計、開発、管理、監査、セキュリティ管理、デザインもしくはソフトウェアもしくはウェブページに係る業務の一体的な企画その他の情報処理に係る作業およびこれに直接附随する行為を行う場合
- イ アに必要な移動行為を行う場合（通勤災害の場合を除く）

（２）複数業務要因災害

事業主が同一でない二以上の事業における業務を要因とする傷病等が発生した場合であって、要件を満たしていれば、労働者と同様に保険給付が行われます。

（３）通勤災害

一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

（以上のほか、加入時健康診断、給付基礎日額・保険料、補償の種類・内容については、一人親方等とほぼ同様となります。）

3 注文者に求める安全衛生経費の積算方法

根拠法令

【安衛法第3条第3項】

建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように**配慮**しなければならない。（令和7年5月14日施行）

「仕事を他人に請け負わせる者」には、建設工事以外の注文者も含まれます。
（事業主体でない個人や一般消費者等も含まれます。）

「施工方法、作業方法、工期、納期等」には、工程・請負金の費目等が含まれます。

「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件」には、無理な工期・納期の設定や変更、当初予定していなかった条件の注文後の付加等が含まれます。

仕事を注文する際、①作業場所、②作業方法、③作業に使用する機械・設備等、④作業に使用する原材料等、⑤作業時間帯等を指定する場合は、指定内容に応じ、安全衛生上留意すべき情報等を明示する等の配慮が必要です。

指定内容によって教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用は、教育・研修や検査の有効期間を受注した仕事に要する期間で按分した金額を**安全衛生経費**として計上するなどの配慮が必要です。

注文内容の変更に伴って教育・研修や機械等の検査等が新たに必要となる場合は、これらに要する費用を注文者が負担することが適当であり、請負金に当該費用を追加するなどの配慮が必要です。

安全衛生経費積算の意義（建設業）

■ 個人事業者自身の安全衛生を確保するためには、安全衛生経費を適切に見積り、実際の安全衛生対策に反映させることが不可欠です。

■ 安全衛生経費は、**建設業法第19条の3**に規定する「**通常必要と認められる原価**」に含まれます。

（不当に低い請負代金の禁止）

第19条の3 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

2 建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

■ 下請の見積書に適正な安全衛生経費が明示されているにもかかわらず、元請が一方的に削減したり、経費相当額を含めない契約を締結し、通常必要と認められる原価に満たないときは、建設業法第19条の3に違反するおそれがあります。

■ 安全衛生経費に含まれる項目

国土交通省・厚生労働省の共同作成リーフレット「**一人親方の皆様へ**」において、建設業の主な安全衛生経費の項目として、次のものが示されています。

○ 保護具の費用

- ①保護帽 ②墜落制止用器具（胴ベルト型） ③墜落制止用器具（フルハーネス型） ④保護眼鏡
- ⑤安全靴 ⑥安全チョッキ ⑦防塵・防毒マスク ⑧防塵フィルター ⑨耳栓

○ 仮設設備の費用（足場や墜落防止ネットの設置）

○ 安全衛生教育の費用（作業前の安全教育や新規入場者の教育）

労働災害防止対策の実施者と経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。（リーフレット「一人親方の皆様へ」から引用）

（１）元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

（２）下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

（３）契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条（注：対等な立場、公正な合意、誠実な履行）を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

（４）契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

(国土交通省HPから引用)

[illegible]

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）	
【下請が実施する対策項目】	【下請が実施する対策項目】
安全衛生管理体制	健康診断
○安全衛生に向けた人員配置	○健康診断
○委員会の設置	・一般定期健康診断
○安全衛生管理体制	・特定業務健康診断
○労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)	・メンタルヘルス対策
労働者の就業に当たっての措置	追加項目
○安全衛生教育	○
・雇入れ時教育	○
・職長・安全衛生責任者教育	○
・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育	○
・健康教育等	○
・メンタルヘルスクアを推進するための教育研修	○
○作業従事者への技能講習、特別教育	
○作業主任者への技能講習	【注文者が実施する対策項目】
○リスクアセスメント（作業手順書等）	安全衛生管理体制
○危険有害業務従事者への教育	○安全一般に関する事項
○作業従事者、作業主任者が必要な免許	追加項目
	○
	○

(参考)

御 見 積 書

令和 年 月 日

((一社)日本左官業組合連合会HP
から引用)

〇〇建設株式会社 御中

見積金額 ￥〇〇〇

工 事 名

工 期 令和 年 月 日

令和 年 月 日

〇〇左官工業株式会社

☒ 〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区2番20号

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48-4号

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

担当者

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		〇〇〇	
労務費		1	式		〇〇〇	
一般管理費		1	式		〇〇〇	
安全衛生経費(労務費の9%)		1	式		〇〇〇	安全衛生経費率算出表より
法定福利費		1	式		〇〇〇	
合 計					〇〇〇	

安全衛生経費 内訳書

【記載例】

① 個別工事現場における安全衛生経費

類番	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額 (税別)	備 考
	仮囲い	〇〇	〇〇	m	〇〇	〇〇〇	
	屋根高所作業用手すり	〇〇	〇〇	m	〇〇	〇〇〇	
	空調服		〇〇	人日	〇〇	〇〇〇	
	防暑たれ		〇〇	個	〇〇	〇〇〇	
	小 計					〇〇〇	

② 建設技能者にかかる安全衛生経費

	建設技能者にかかる安全衛生経費	労務費(〇〇〇円)				〇〇〇	労務費の9.0%
	合 計					〇〇〇	

ここがポイント

安全衛生経費は、**建設業法第19条の3**に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれます。

個人事業者は、注文者から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる**安全衛生経費**を適正に積算した上、注文者に提出する見積書に明示することが重要です。

（注文者からの見積条件が不明確な場合でも、安全衛生経費を見積書に明示することが重要。）

安全衛生経費が確保されることにより、**事故・災害のリスクが低減し、安心・安全に業務に従事**することができるようになり、**より高い付加価値が生み出されること**につながります。

注文者との信頼関係を構築して、**安全衛生経費の根拠をしっかりと積算し、契約交渉に臨みましょう。**

4 個人事業者等が守るべき事項

令和7年5月の労働安全衛生法（安衛法）の改正



個人事業者は、
労働者と同じ場所で作業に従事する場合において、
労働災害防止対策の保護の対象となり、同時に、
措置の義務主体となりました。

具体的には、

◆労働災害防止に関する遵守・協力の努力義務：安衛法第4条（令和8年4月1日施行）

安衛法第4条

労働者及び労働者以外の者で労働者と同じ場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

「労働者」のみの努力義務が、
「労働者以外の者で労働者と同じ場所において作業に従事するもの」として個人事業者等が加わりました。

◆事業者が講ずる措置に応じた必要な事項の遵守：安衛法第26条、第27条第1項
(令和8年4月1日施行)

安衛法第26条

労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

安衛法第27条第1項

第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

従来は「労働者」を対象にしていたが、
「労働者と同一の場所において作業に従事する労働者以外の作業従事者」として個人事業者が加わりました。

厚生労働省令には、労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則等があります。

(安衛法第26条に違反した場合、罰則が科せられる場合があります。)

安衛法第20条～第25条の2が規定する事業者が講ずべき措置

安衛法条文	事業者が講ずべき措置に関する条文の内容（抜粋）
第20条	事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 - 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険 - 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険 - 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険
第21条	1 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
第22条	事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 - 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害 - 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害 - 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害 - 四 排気、排液又は残さい物による健康障害
第23条	事業者は、建設物その他の作業場について、健康、風紀、生命の保持等のため必要な措置を講じなければならない。
第24条	事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
第25条	事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。
第25条の2	建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い作業従事者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 - 一 作業従事者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 - 二 作業従事者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 - 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、作業従事者の救護に関し必要な事項を行うこと。

☆安衛法第20条から第25条の2に基づく具体的な措置は、労働安全衛生規則等に詳細に定められている。

＜個人事業者等(作業従事者) が守らなければならない事項の例＞

例1

安衛法第20条は、事業者に機械、器具その他の設備による危険を防止するための措置を義務付けています。

この規定を受けて、労働安全衛生規則第151条の72第1項では、

「事業者は、荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に**作業従事者**を乗車させてはならない。」と規定されています。（**個人事業者が保護の対象**）

さらに、同条第2項では、同法第26条を受けて、

「**作業従事者**は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。」と規定されました。（**個人事業者が義務の主体**）

例2

安衛法第21条第2項は、事業者に労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するための措置を義務付けています。

この規定を受けて、安全衛生規則第526条第1項では、

「事業者は、高さが1.5メートルを超える箇所で作業を行うときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない」と規定されています。（**個人事業者が保護の対象**）

さらに、同条第2項では、同法第26条を受けて、

「前項の**作業従事者**は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。」

と規定されました。（**個人事業者が義務の主体**）

◆その他の個人事業者等が義務の主体となる規定

<規格・安全装置の具備：安衛法第42条第3項：令和9年4月1日施行>

安衛法第42条第3項

事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は**個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者**（以下「**作業従事役員等**」という。）は、自ら第一項の機械等を使用して、労働者と同じの場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。

<定期自主検査：安衛法45条：令和9年4月1日施行>

安衛法第45条第2項

個人事業者は、当該個人事業者に係る**作業従事役員等**が労働者と同じの場所において仕事の作業を行う場合には、前項の機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

<安全衛生教育：法第59条、第60条の2：令和9年4月1日施行>

安衛法第59条第4項

作業従事役員等は、労働者と同じの場所において前項の業務（危険又は有害な業務）に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。

安衛法第60条の2第2項

作業従事役員等は、労働者と同じの場所において危険又は有害な業務に就くときは、第59条第4項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならない。

5 個人事業者等が使用する機械等に係る措置

令和7年5月の労働安全衛生法（安衛法）の改正



個人事業者に対し、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、一定の機械等を使用する際、

- ① 厚生労働大臣が定める規格・安全装置を具備した機械等を使用すること
 - ② 一定の機械等について定期自主検査を行うこと
- 等が義務付けられました。

安衛法第42条第3項

事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は**個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者**（以下「**作業従事役員等**」という。）は、自ら第一項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。

安衛法第45条第2項

個人事業者は、当該個人事業者に係る**作業従事役員等**が労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、前項の機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

「作業従事役員等」とは

「事業者（厚生労働省令で定める数*以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である**作業従事者**」をいいます。

⇒ 個人事業者は、作業従事役員等に該当します

（*）金融業・保険業・不動産業・小売業50人、卸売業・サービス業100人、これら以外の業種300人）

★令和9年4月1日から施行されます。

罰則があります。早目の準備が必要

① **個人事業者**が使用する一定の機械に厚生労働大臣が定める規格・安全装置の具備を義務付け（安衛法第42条第3項）

作業従事役員等が、別表ア及び別表イに掲げる一定の機械等を使用して、労働者と同一の場所において作業を行う場合、これら機械等については、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ使用してはならない、とされました。

別表ア及び別表イに掲げる機械等の規格又は安全装置については、厚生労働省告示として、小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格、防じんマスクの規格、保護帽の規格等が定められています。

（参考）保護帽の規格（昭和50年労働省告示第66号）

（材料）

第二条 保護帽の各部に使用する材料は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものでなければならない。

区分	材料
帽体	合成樹脂又は金属
着装体のハンモック及びヘッドバンド	合成樹脂、合成繊維又は綿
あごひも	合成樹脂、合成繊維、綿又は皮革
衝撃吸収ライナー	発泡スチロール又はこれと同等以上の衝撃吸収性能を有するもの

別表ア 安衛法別表第2：厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等

- 1 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置
- 2 第二種圧力容器
- 3 小型ボイラー
- 4 小型圧力容器
- 5 プレス機械又はシャーの安全装置
- 6 防爆構造電気機械器具
- 7 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置
- 8 防じんマスク
- 9 防毒マスク
- 10 木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置
- 11 動力により駆動されるプレス機械
- 12 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置
- 13 絶縁用保護具
- 14 絶縁用防具
- 15 保護帽
- 16 電動ファン付き呼吸用保護具

別表イ 安衛法施行令第13条：厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等

- | | | |
|--|---|--|
| 1 アセチレン溶接装置のアセチレン発生器 | 12 つり足場用のつりチェーン及びつり枠 | 13 合板足場板（アピトン又はカポールをフェノール樹脂等により接着したものに限る。） |
| 2 研削盤、研削といし及び研削といしの覆い | 14 つり上げ荷重が0.5五トン以上3ン未満（スタッカー式クレーンにあつては、0.5トン以上1トン未満）のクレーン | |
| 3 手押しかんな盤及びその刃の接触予防装置 | 15 つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満の移動式クレーン | |
| 4 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置の安全器 | 16 つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のデリック | |
| 5 活線作業用装置（その電圧が、直流にあつては750ボルトを、交流にあつては600ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。） | 17 積載荷重が0.25トン以上1トン未満のエレベーター | |
| 6 活線作業用器具（その電圧が、直流にあつては750ボルトを、交流にあつては300ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。） | 18 ガイドレールの高さが10メートル以上18メートル未満の建設用リフト | |
| 7 絶縁用防護具（対地電圧が50ボルトを超える充電電路に用いられるものに限る。） | 19 積載荷重が0.25トン以上の簡易リフト | |
| 8 フォークリフト | 20 再圧室 | |
| 9 別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの | 21 潜水器 | |
| 10 型枠支保工用のパイプサポート、補助サポート及びウイングサポート | 22 波高値による定格管電圧が10キロボルト以上のエックス線装置
* 括弧内略 | |
| 11 別表第八に掲げる鋼管足場用の部材及び附属金具 | 23 ガンマ線照射装置
* 括弧内略 | |
| | 24 紡績機械及び製綿機械で、ビーター、シリンダー等の回転体を有するもの | |

☆次頁に続く

☆前頁から続く

25 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、第一条第三号イからトまでに掲げるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）

26 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの

27 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器で、内容積が0.1立方メートルを超えるもの

28 墜落制止用器具

29 チェーンソー（内燃機関を内蔵するものであつて、排気量が40立方センチメートル以上のものに限る。）

30 ショベルローダー

31 フォークローダー

32 ストラドルキャリアー

33 不整地運搬車

34 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車

② 個人事業者が使用する一定の機械等について定期自主検査の実施を義務付け（安衛法第45条第2項・第3項）

個人事業者は、当該個人事業者に係る**作業従事役員等**が労働者と同一の場所において作業を行う場合、**別表ウ**に掲げる機械等について、**定期的に自主検査**を行い、その結果を記録しておかなければならないこととされました。

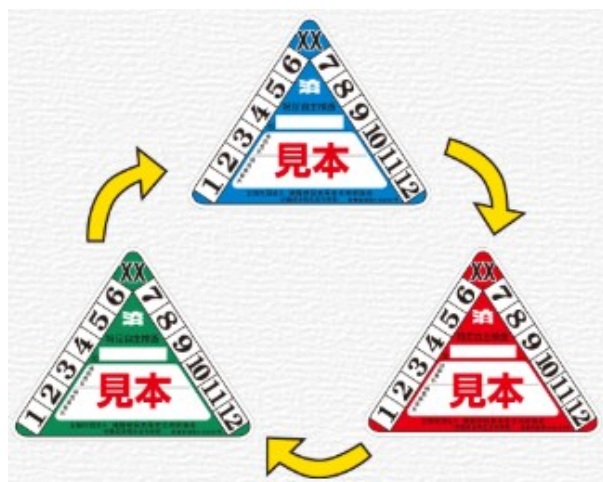
（「定期的に」とは、原則として1年以内ごと1回及び1月ごとに1回ですが、機械等によって異なります。）

また、これらの機械等のうち、一定のもの（別表ウの＊が付されたもの）については、1年以内ごとに1回（不整地運搬車は2年以内ごとに1回）行う定期自主検査については、**特定自主検査**として、当該個人事業者に係る作業従事役員等で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた検査業者に実施させる方法により行わなければなりません。

（参考）

検査業者が特定自主検査を行った場合には、当該機械に次のような検査済標章が貼り付けられます。

（検査済標章の色は暦年ごとに変更され、実施年と月が一目でわかるようになっています。）



（公益社団法人建設荷役車両安全技術協会HPから引用）

別表ウ 定期的に自主検査を必要とする機械等

1 ボイラー	16 動力シャー
2 第一種圧力容器	17 動力遠心機械
3 クレーン (0.5 t 以上)	18 化学設備等
4 移動式クレーン(0.5 t 以上)	19 アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置
5 デリック (0.5 t 以上)	20 乾燥設備
6 エレベーター (0.25 t 以上)	21 局所排気装置
7 建設用リフト(高さ10m以上)	22 プッシュプル型換気装置
8 ゴンドラ	23 特定化学設備等
9 第二種圧力容器	24 ショベルローダー
* 10 動力プレス機械	25 フォークローダー
* 11 フォークリフト	26 ストラドルキャリアー
* 12 車両系建設機械	27 ガンマ線照射装置(透過撮影)
13 小型ボイラー	* 28 不整地運搬車
14 小型圧力容器	* 29 高所作業車
15 簡易リフト (0.25 t 以上)	30 車両系木材伐出機械

*印があるものは特定自主検査が必要な機械等です。

6 個人事業者等が受けるべき教育

令和7年5月の労働安全衛生法（安衛法）の改正



作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならない、とされました。

安衛法第59条第4項

作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務（危険又は有害な業務）に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。

「作業従事役員等」とは（再掲）

「事業者（厚生労働省令で定める数＊以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者」をいいます。

⇒ 個人事業者は、作業従事役員等に該当します

（＊）金融業・保険業・不動産業・小売業50人、卸売業・サービス業100人、これら以外の業種300人）

労働者と同一の場所において業務に就くときに法の適用がありますが、現場に労働者がいない場合でも特別教育を受講することが望まれます。

★令和9年4月1日から施行されます。

罰則があります！早目の準備が必要

◆安全又は衛生のための特別の教育とは？

安衛法では、危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、その内容に応じて、

①免許、②技能講習修了、③特別教育の受講、

のいずれかが必要とされています。

今回の改正で、労働者ではない**個人事業者（作業従事役員等）**についても、**特別教育の受講**が義務付けられました。

◆厚生労働省令で定める安全又は衛生のための特別教育の受講が必要な業務

⇒ **58業務** （令和8年5月現在、次頁以降に掲載）

*** 免許、技能講習修了は、従来より、労働者に限らず、何人であっても必要です。**

＜安全又は衛生のための特別教育が必要な業務：労働安全衛生規則第36条＞

- 1 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
 - 2 動力により駆動されるプレス機械の金型、シャワーの刃部又はプレス機械若しくはシャワーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
 - 3 アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
 - 4 高圧若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務（次号に掲げる業務を除く。）又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
- ★高圧（交流600V超7000V以下、直流750V超7000V以下）
特別高圧（7000V超）
- 4の2 対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務
 - 5 最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務
 - 5の2 最大荷重1トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務
 - 5の3 最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転の業務
 - 5の4 テールゲートリフター操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）
 - 6 制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務
 - 6の2 伐木等機械の運転の業務
 - 6の3 走行集材機械の運転の業務

- 7 機械集材装置の運転の業務
 - 7の2 簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務
 - 8 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務
 - 9 機体重量が3トン未満の令別表第7第1号、第2号、第3号又は第6号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務
- ★建設機械（整地・掘削・基礎工事、解体用等）
- 9の2 令別表第7第3号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務
- ★基礎工事用建設機械
- 9の3 令別表第7第3号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（車体上の運転者席における操作を除く。）の業務
- ★基礎工事用建設機械
- 10 令別表第7第4号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務
- ★締固め用建設機械
- 10の2 令別表第7第5号に掲げる機械の作業装置の操作の業務
- ★コンクリート打設用建設機械
- 10の3 ボーリングマシンの運転の業務
 - 10の4 建設工事の作業を行う場合における、ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務
 - 10の5 作業床の高さが10メートル未満の高所作業車の運転の業務

★は編者補足（以下同じ）

次頁に続く

＜安全又は衛生のための特別教育が必要な業務：労働安全衛生規則第36条＞

11 動力により駆動される巻上げ機の運転の業務

(12 削除)

13 令第15条第1項第8号に掲げる機械等（巻上げ装置を除く。）
の運転の業務 **★動力車による運搬装置**

14 小型ボイラーの取扱いの業務

15 次に掲げるクレーンの運転の業務

イ つり上げ荷重が5トン未満のクレーン

ロ つり上げ荷重が5トン以上の跨こ線テルハ

16 つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転の業務

17 つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務

18 建設用リフトの運転の業務

19 つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデ
リックの玉掛けの業務

20 ゴンドラの操作の業務

20の2 作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機を運転す
る業務

21 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ
又はコックを操作する業務

22 気こう室への送気又は気こう室からの排気の調整を行うための
バルブ又はコックを操作する業務

23 潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操
作する業務

24 再圧室を操作する業務

24の2 高圧室内作業に係る業務

25 令別表第5に掲げる四アルキル鉛等業務

26 令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務

27 特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務

28 エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務

28の2 加工施設、再処理施設又は使用施設等の管理区域内におい
て核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによつて汚染された
物を取り扱う業務

28の3 原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質若しくは使
用済燃料又はこれらによつて汚染された物を取り扱う業務

28の4 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土
壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第2
条第7項第2号イ又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質
により汚染された物であつて、電離則第2条第2項に規定するも
のの処分の業務

28の5 電離則第7条の2第3項の特例緊急作業に係る業務

次頁に続く

＜安全又は衛生のための特別教育が必要な業務：労働安全衛生規則第36条＞

- | | |
|--|--|
| <p>29 粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業に係る業務</p> <p>30 ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業に係る業務</p> <p>31 マニプレータ及び記憶装置を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械の可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作の業務</p> <p>32 産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査、修理若しくは調整若しくはこれらの結果の確認又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットの検査等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務</p> <p>33 自動車（2輪自動車を除く。）用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務</p> | <p>34 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務（第36号に掲げる業務を除く。）</p> <p>35 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務</p> <p>36 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務</p> <p>37 石綿障害予防規則第4条第1項に掲げる作業に係る業務</p> <p>39 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務</p> <p>40 高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業に係る業務</p> <p>41 高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のもを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）</p> |
|--|--|

(参考) 安衛法に基づく免許、技能講習（労働者に限らず、何人であっても必要）

○ 安衛法に基づく免許

クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許、揚貨装置運転士免許、
高圧室内作業主任者免許、発破技士免許、ガス溶接作業主任者免許、ボイラー整備士免許、
衛生工学衛生管理者免許、第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許、
林業架線作業主任者免許、エックス線作業主任者免許、ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許、
潜水土免許、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許、特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、
二級ボイラー技士免許、特別ボイラー溶接士免許、普通ボイラー溶接士免許

○ 安衛法に基づく技能講習

（就業制限業務関係）

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習、
不整地運搬車運転技能講習、高所作業車運転技能講習、フォークリフト運転技能講習、
シヨベルローダー等運転技能講習、玉掛け技能講習、床上操作式クレーン運転技能講習、
小型移動式クレーン運転技能講習、ガス溶接技能講習、

（作業主任者関係）

コンクリート破砕器作業主任者技能講習、地山の掘削作業主任者技能講習、
土止め支保工作業主任者技能講習、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習、
ずい道等の覆工作業主任者技能講習、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習、
足場の組立て等作業主任者技能講習、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習、
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習、鋼橋架設等作業主任者技能講習、
コンクリート橋架設等作業主任者技能講習、採石のための掘削作業主任者技能講習、
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習、はい作業主任者技能講習、船内荷役作業主任者技能講習、
ボイラー取扱技能講習、ボイラー据付け工事作業主任者技能講習、
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習、
木材加工用機械作業主任者技能講習、プレス機械作業主任者技能講習、乾燥設備作業主任者技能講習、
酸素欠乏危険作業主任者技能講習、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習、
特定化学物質等作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習、四アルキル鉛等作業主任者技能講習、
有機溶剤作業主任者技能講習、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習、
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、石綿作業主任者技能講習、
金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習

さらに

◆危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育（安衛法第60条の2）

事業者は、安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない、されていますが、今回、**作業従事役員等**も同様に、**教育を受けるように努めなければならない**、とされました。

安衛法第60条の2第2項

作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、第59条第4項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならない。

- 厚生労働大臣による「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（最終改正令和8年5月 安全衛生教育指針公示第7号）が示されています。
- 努力義務であり、罰則はありません。

7 注文者、元方事業者等が講じる措置への対応

令和7年5月の労働安全衛生法（安衛法）の改正



注文者、元方事業者等が講じる措置＊の対象に、**個人事業者**が「**作業従事者**」として、含まれることとなりました。

⇒ 個人事業者は、作業従事者に該当します

＊ 安衛法第29条～30条の3：特定元方事業者・元方事業者が講ずる措置の対象
第30条の4：作業場所管理事業者が講ずる連絡調整措置の対象
第31条、第31条の3：注文者が講ずる措置の対象 等

同時に、**作業従事者**は、

- ① 注文者、元方事業者等が講じる措置に応じて、必要な事項を遵守すること
- ② これらの者が措置の実施を確保するためにする指示に従うことが義務付けられました。

◆ 特定元方事業者、元方事業者、作業場所管理事業者、注文者が講ずる措置に応じた必要な措置の遵守等（安衛法第32条）
（令和8年4月1日施行 ただし、作業場所管理事業者に関する事項は令和9年4月1日施行）

注文者	「仕事を他人に請け負わせる者」（安衛法第3条）
元方事業者	「事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの」（安衛法第15条）。 請負契約が2以上あるときは、最も先次の請負契約における注文者が元方事業者となります。
特定元方事業者	元方事業者のうち、建設業、造船業に属する事業を行う者（安衛法第15条）。
作業場所管理事業者	「仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの」（安衛法第30条の4）。

作業従事者は、労働者と同一の場所で作業する場合に、

- ・ 次頁の①から⑤に掲げる措置に応じて必要な事項を遵守すること
（安衛法第32条第7項）
- ・ これらの措置の実施を確保するためにされる指示に従うこと
（安衛法第32条第8項）

が、義務付けられました。

①安衛法30条：特定元方事業者が講じる措置への対応

＊特定元方事業者（建設業・造船業）が講じる、同一の場所で複数の関係請負人等の作業従事者が作業することにより生じる労働災害を防止するために講じる措置（協議組織の設置運営、作業間の連絡・調整等）への対応

②安衛法30条の2：元方事業者が講じる措置への対応

＊製造業の元方事業者が講じる、同一の場所で複数の関係請負人等の作業従事者が作業することにより生じる労働災害を防止するための作業間の連絡・調整等に関する措置への対応

③安衛法30条の3：元方事業者が講じる措置への対応

＊建設業で元方事業者が講じる、爆発、火災等が生じたことに伴い作業従事者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害を防止するための措置への対応

④安衛法30条の4：作業場所管理事業者が講じる措置への対応

＊作業場所管理事業者が講じる、同一の場所で複数の関係請負人等の作業従事者が危険・有害な作業を行うことによって生ずる労働災害を防止するための作業間の連絡・調整等に関する措置への対応

⑤安衛法31条：注文者が講じる措置への対応

＊特定事業（建設業、造船業）を自ら行う注文者が講じる、建設物、設備、原材料を請負人の作業従事者に使用させるときに当該建築物等に対する労働災害を防止するために必要な措置への対応

◆元方事業者の法令違反是正指示への対応（安衛法29条）（令和8年4月1日施行）

令和7年5月の労働安全衛生法（安衛法）の改正



元方事業者が講じる法令違反の是正指示の対象に、**個人事業者**が「**作業従事者**」として、含まれることとなりました。

⇒ 個人事業者は、作業従事者に該当します

（改正前は、上記の「**作業従事者**」の箇所が「労働者」とされていたものです。）

具体的には、

元方事業者は、

- ① 関係請負人及び関係請負人に係る**作業従事者**が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと
- ② 関係請負人又は関係請負人に係る**作業従事者**が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならないこと、
が義務付けられ、

同時に、**作業従事者**は、

- ③ ②の指示を受けた関係請負人又は関係請負人に係る**作業従事者**は、当該指示に従わなければならないこと
が義務付けられました。